

ご存知ですか？

# 本人通知制度の登録をお願いします。

## ◎本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したことを、事前に登録した方に通知する制度です。この制度は、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。

あなたの大切な個人情報を守るため、本人通知制度を活用してください。

※第三者から登録者の住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度、および交付ができないようにする制度ではありません。

※住民票の写しや戸籍謄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求できることが「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

## ◎通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し（除票含む）、住民票記載事項証明書（本籍または国籍が記載されたもの）
- ②戸籍の附票の写し（除附票を含む）

・義務遂行のために住民票の写し等が必要  
な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

## ◎登録できる方

- ・愛荘町に住民登録がある人（過去にあった人も含みます。）
- ・愛荘町に本籍がある人（過去にあった人も含みます。）
- ※ただし、死亡した人・失踪宣告を受けた人・海外在住の人は登録できません。

## ◎登録に必要なもの

- ・登録申請書（住民課・秦荘サービス室に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。）
- ・印鑑（朱肉を使用する印鑑に限る）
- ・本人を確認する書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真入りの住民基本台帳カードなど、写真入りの公的な資格証明書等）
- ※本人以外が申請する場合は事前にお問い合わせください。

## ◎登録の受付場所・時間

- ・愛知川庁舎 1階 住民課
- ・秦荘庁舎 1階 秦荘サービス室
- ・受付時間 月～金曜日（閉庁日除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 愛荘町の本人通知制度の流れ



## ◎登録の有効期間

・一度登録されますと廃止の届出をされない限り有効です。  
また、登録内容に変更が生じた場合は届出が必要です。  
※登録者が国外転出（出国）したとき、死亡、居所不明などにより住民票が消除されたときは登録を抹消します。

## ◎本人に通知される内容

- 1 証明書の交付年月日
- 2 交付した証明書の種類
- 3 交付した通数
- 4 交付請求者の種別

## ◎通知内容について 詳しく知りたいときは

通知された内容について、さらに詳しく確認したい場合は、愛荘町個人情報保護条例の規定に基づく保有個人情報の開示請求をすることができます。  
※開示される内容は、愛荘町個人情報保護条例の規定の範囲内での開示となります。

## ◎問合せ先

愛荘町役場 住民課戸籍住民グループ  
☎0749-4217692（直通）

- ◎第三者（請求者）とは  
本人等の代理人  
本人等から依頼を受け、委任状を持参した人  
本人等とは ①の証明書：本人および同一世帯の人  
②③④：戸籍に記載されている人およびその配偶者、直系の親族
- ◎代理人以外の第三者  
自己の権利行使または義務履行のために住民票の写し等が必要な人  
住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由がある人
- ③戸籍謄本・抄本（除籍謄抄本、改製原戸籍を含む。）
- ④戸籍の記載事項証明書（除かれたものを含む。）
- ※国や地方公共団体の機関からの請求により交付した場合や裁判や紛争に係るもの等で弁護士等が請求した場合は通知対象となりません。

## 窓口での本人確認も実施中です

住民票・戸籍謄抄本などの各種証明書の交付申請や戸籍の届出（養子縁組・婚姻・離婚など）、住民異動届（転入・転出・転居）をされる際に本人確認を実施しております。

これは、なりすましによる不正な手続き防止やプライバシー保護を大きな目的としたもので、平成20年5月に住民基本台帳法、戸籍法が改正され本人確認が義務付けられました。  
皆さまにはすでにご協力をいただいておりますが、引き続き本人確認にご理解とご協力をお願いします。

